

2017年5月15日

Contents

**I 中国相談室**

近時の中国の仲裁機関の動向を踏まえた仲裁条項での選択肢

ニューヨーク州弁護士 安然/弁護士 中川 裕茂

**II 中国法令アップデート**

- ・中華人民共和国民法総則
- ・企業投資プロジェクト許可及び届出管理弁法
- ・中西部地区外商投資優勢産業目録(2017年改正)
- ・労働人事争議仲裁案件処理規則(改正草案)(意見募集稿)
- ・国家外国専門家局、人力資源社会保障部、外交部、公安部による外国人訪中就労許可制度の全面的な実施に関する通知
- ・人力資源社会保障部による「外国人の中国における就業管理規定」の改正に関する決定
- ・知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)
- ・中華人民共和国不正競争防止法(改正草案)意見募集稿
- ・「特許審査ガイドライン」の改正に関する決定(2017)
- ・特許出願行為の規範化に関する若干規定(2017)
- ・国務院による新情勢下における知的財産権の侵害及び模倣粗悪商品の製造販売に対する取締り業務の強化に関する意見
- ・最高人民法院による人民法院開廷中の録音録画に関する若干規定
- ・出版物輸入届出管理弁法
- ・国務院による「中国(遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西)自由貿易試験区総体方案」の印刷配布

**III 中国万感**

北京の副都心「雄安新区」(Xiongan New Area)計画

弁護士 楽 楽

## I 中国相談室

ニューヨーク州弁護士 安 然  
弁護士 中川 祐茂

### 近時の中国の仲裁機関の動向を踏まえた仲裁条項での選択肢

質問：中国子会社が他の中国法人との間で契約を締結しようとしています。この契約の紛争解決方法として、中国国外の仲裁機関による仲裁条項定めることはできますか。また、中国法人同士の契約で、仲裁機関の指定において、どのような選択肢があるのか教えてください。

回答：

#### I. 涉外要素の有無に左右される仲裁機関の選択

##### 1. 涉外要素

「涉外契約」の紛争解決においては、当事者間の合意により、中国国外の仲裁機関による仲裁を選択できるとされています(中国民事訴訟法 271 条及び契約法 128 条)。

中国法上、「涉外契約」の明示的な定義はありませんが、通常下記いずれかの要素(「涉外要素」)を有する契約を言います。

- (i) 当事者の一方が中国国籍ではない自然人又は法人である
- (ii) 当事者の一方が中国以外の地域を常居住地とする
- (iii) 目的物が中国国外にある
- (iv) 民事関係の発生、変更又は消滅を引起す法律事実が中国国外において発生した

以上のように、中国法人同士の契約であっても、契約内容(例えば契約の主要な義務は中国国外で履行される場合等)によっては、涉外契約とみなされ、外国の仲裁機関を選択できる可能性があります。

一方で、涉外要素のない契約につき中国国外の仲裁機関の選択を明示的に禁止する条項がないため、国外の仲裁機関を指定する仲裁条項の効力につき、意見が分かれていました。この点、最高人民法院は、2013 年 12 月 18 日付の下級人民法院への回答<sup>1</sup>において、中国法は涉外要素のない契約の当事者にその紛争を中国国外での仲裁に委ねる権限を授与していないため、外国仲裁機関を指定した涉外要素のない契約の仲裁条項は無効である、と態度を明確化しました。

##### 2. 自由貿易試験区における新政策

上記のように、涉外要素には株主の国籍が含まれていないため、従来、外商投資会社が締結する契約が他に涉外要素を有しない限りでは涉外契約と認められませんでした。

<sup>1</sup>「北京朝来体育休闲有限公司による大韓商事仲裁院第 12113-0011 号、第 12112-0012 号仲裁裁決の承認の申請に関する請訓に対する最高人民法院による回答(最高人民法院关于北京朝来新生体育休闲有限公司申请承认大韩商事仲裁院作出的第 12113-0011 号、第 12112-0012 号仲裁裁決案件请示的复函)」

しかし、2016年12月30日付けで公表された「最高人民法院による自由貿易試験区の建設のための司法上の保障の提供に関する意見」<sup>2</sup>により、涉外仲裁の考え方について例外が設けられています。

- ① 当事者の**双方**が自由貿易試験区内で設立された**外資独資の企業(=外資 100%の中国法人)**である紛争において、当事者が中国国外での仲裁を合意した場合、涉外要素の欠如だけを理由に仲裁条項を無効と認定すべきではない。
- ② 当事者の**一方又は双方**が自由貿易試験区内で設立された**外商投資企業(=一部外資の場合も含む)**である紛争において、
  - (1) 当事者が中国国外での仲裁を合意した場合、一方当事者が国外で仲裁を提起し、判決が下されたあと、仲裁条項の無効を理由に判決の承認・認可・執行の拒否を主張してはならない。
  - (2) 他方当事者が仲裁手続において仲裁条項の効力について異議を申し立てることがなかった場合、判決が下されたあと、涉外要素の欠如を理由に仲裁条項の無効及び判決の承認・認可・執行の拒否を主張してはならない。

なお、②は所定の仲裁合意の効力を全面的に認めるものではないため、涉外要素のない契約について中国国外での仲裁が合意された場合、いずれかの当事者が試験区内で設立された外商投資企業であっても、当事者は仲裁合意を無視して訴訟を提起することも、仲裁手続の中で仲裁合意の効力について異議を申し立てることもできると考えられます。

上記2つの例外は、中国各地での自由貿易試験区の新設と拡大に伴い、適用される局面が徐々に増えると予想されます。

## II. 中国国内外の仲裁機関の選択

中国法人同士の契約は、涉外要素の有無を問わず、中国国内の仲裁機関による仲裁を選択できます<sup>3</sup>。また、上述のように、中国法人同士の契約が涉外契約にあたる場合、あるいは自由貿易試験区の例外規定を適用できる場合、中国の仲裁機関だけではなく、中国国外の仲裁機関を選択することもできます。

仲裁機関を選択にあたって、考慮すべき要素は様々です。一般的に考慮される公平性、専門性、所在地、取扱い件数、仲裁費、評判などに加え、涉外契約の場合、仲裁判決の承認・執行地、涉外案件の経験、仲裁人名簿に載っている中国・外国仲裁員の割合、所定の仲裁言語への対応等を検討されることもあります。

2015年時点で、中国には244の仲裁機関が存在し、そのうち62機関が2015年中に涉外案件(香港、マカオ、台湾案件を含む。以下同じ。)を受理した実績がありました<sup>4</sup>。ただ、実績がある仲裁機関であっても、涉外案件に慣れているとは限りません。近年の統計によれば、涉外案件は中国国際経済貿易仲裁委員会(China International Economic And Trade Arbitration Commission(「CIETAC」))、中国海事仲裁委員会、広州仲裁委員会、深セン仲

<sup>2</sup> 最高人民法院关于为自由贸易试验区建设提供司法保障的意见

<sup>3</sup> 中国仲裁機関のうち、中国国際経済貿易仲裁委員会と中国海事仲裁委員会が涉外仲裁機関として設立され、他の仲裁機関は主に国内紛争を受理するため組成された経緯があります。ただ、関連司法解釈及び運用により、涉外仲裁機関も国内案件を受理でき、また、他の仲裁機関も涉外案件を受理できる実務が確立されています。

<sup>4</sup> 中国仲裁法学会、中国国際商事年度報告(2015)」

裁委員会と上海仲裁委員会に集中している傾向があります<sup>5</sup>。また、実務上、涉外契約において、CIETAC から独立した上海国際経済貿易仲裁委員会または華南国際経済貿易仲裁委員会が指定される例もよく見られます。厳密に涉外契約に当たらなくても、外商投資企業の締結した契約に関する紛争において、中国語以外の言語や中国法以外の法律の解釈が必要となる場面がありますので、涉外案件に慣れている仲裁機関を指定することにより、万が一紛争が生じた場合、仲裁手続での不確定要素を一定程度減らすことができると思われま

外国仲裁機関を選択する場合、無数の選択肢がありえますが、地理的な便利性等により、アジアの主要先進国の国際仲裁機関あるいは ICC(International Chamber of Commerce Court of Arbitration)が選択されるケースが多いです。

下表では、2015 年の統計を例として、ICC、アジアの主要先進国の国際仲裁機関及び涉外案件をよく扱う中国国内仲裁機関の実績をまとめています。

仲裁機関	2015 年仲裁申立 受理件数	涉外案件の割合	中国人・企業が当 事者となる件数
ICC	801	-	64 <sup>6</sup>
香港国際仲裁センター(Hong Kong International Arbitration Centre)	520	79%	93 <sup>7</sup>
シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre)	271	84%	46
一般社団法人日本商事仲裁協会(The Japan Commercial Arbitration Association)	21	-	-
大韓商事仲裁院(Korean Commercial Arbitration Board)	339	22% <sup>8</sup>	-
CIETAC	1968	22%	1531(国内案件)
広州仲裁委員会 Guangzhou Arbitration Commission	10631	約 10% <sup>9</sup>	-

\* 個別に注記している部分を除き、各仲裁機関のホームページに開示されている数値を引用しています。

以上のとおり、中国法人同士の契約は、涉外要素の有無により、選択できる仲裁機関が異なります。仲裁機関の選択にあたって、仲裁機関の実績や涉外案件の経験を含む様々な要素を考慮し、慎重に検討する必要があります。

<sup>5</sup> <http://www.cietac.org/index.php?m=Article&a=show&id=2723>  
<http://www.whac.org.cn/index.php/index-view-aid-1573.html>

<sup>6</sup> [http://www.doj.gov.hk/legalservicesforum2016/eng/slides/B2\\_Fan\\_Mingchao.pdf](http://www.doj.gov.hk/legalservicesforum2016/eng/slides/B2_Fan_Mingchao.pdf)

<sup>7</sup> <http://www.cietac.org/Uploads/201612/58678e45783ae.pdf>

<sup>8</sup> [http://www.apragbali2016.baniarbitration.org/filepaper/update%20committe%20seesion%205/161008\\_KCAB%20presentation%20APRAG%20\(final\).pdf](http://www.apragbali2016.baniarbitration.org/filepaper/update%20committe%20seesion%205/161008_KCAB%20presentation%20APRAG%20(final).pdf)

<sup>9</sup> <http://www.bjac.org.cn/news/view?id=2837>

## Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

### 最新中国法令の解説

#### <民法>

##### 中華人民共和国民法総則

[ポイント] 今回制定された民法総則は、従来の民法通則と規定範囲がほぼ重なっており、一見するといわゆる民法総則分野の単なる改正(民法通則→民法総則)に過ぎないようにも見える。

しかしながら、実は、中国は 2020 年を目処に統一民法典を制定するべく編纂作業を進めており、今回制定された民法総則は統一民法典の一部を構成することを意識して起草されている。したがって、今回の改正では、これまで各法典でバラバラに制定されていた制度などが改めて整理されている部分と、やや古くなっていた感のある民法通則のうち時代に適合しない規定の改正部分に分けられる。

内容は多岐に渡るためここで深くは踏み込まないが、一般訴訟時効の延長(2 年→3 年)、個人情報保護にかかる基本規定の制定、データやインターネット上のバーチャルな財産の保護など、企業法務にも影響があり得る改正・新規定の制定がなされており、今後の実務への影響を見守る必要がある。

なお、従来あった民法通則の取扱いが問題となるが、差し当たり即時廃止とはせずに両者併存されている。民法総則(新规定)と民法通則(旧規定)との間に矛盾がある場合は、新法は旧法を破るとの原則に基づき民法総則が優先されることとなるが、両法令の間で解釈上の混乱が生じ得ると思われ、今後はこの点にも留意するべきである。

2017 年 3 月 15 日公布、2017 年 10 月 1 日施行

[原文] [中華人民共和国民法总则](#)

#### <投資>

##### 企業投資プロジェクト許可及び届出管理弁法

[ポイント] 本弁法は、2017 年 2 月 1 日施行の「企業投資プロジェクト許可及び届出管理条例」の手続を具体化するものであり、許可にかかる申請・審査手続、届出にかかる申請手続、監督管理、罰則等が定められている。許可制の適用範囲については「政府許可投資プロジェクト目録」によるものとされている(同目録は 2016 年 12 月 12 日に交付された 2016 年版が最新である。)。なお、外商投資プロジェクト及び対外投資プロジェクトに関する許可及び届出管理については本弁法とは別途定められるものとされている点に留意されたい。

なお、本弁法は 2016 年 12 月 14 日から 2017 年 1 月 13 日の意見募集を経て施行されたが、同意見募集稿から大きな内容上の変更は見られない。

2017 年 3 月 8 日公布、2017 年 4 月 8 日施行(発改委令[2017]2 号)

[原文] [企业投资项目核准和备案管理办法](#)

##### 中西部地区外商投資優勢産業目録(2017 年改正)

[ポイント] 本目録は、中西部大開発を推進するため、対象となる 22 省・市・自治区別に奨励業種を指定するものである。これまで、2013 年修正版が施行されていたが、本 2017 年修正版はこれに置き換わるものである。政府認

可機関が奨励業種と認可した場合、各種優遇措置(法人税率、設備免税、技術開発費支援等)を享受できる。2017年修正版は、特に外資産業を中西部に導入(移転)するとともに、各地方の利点を最大限に発揮することにより中西部全体の産業構造、質等を高めていこうとする方針が押し出されている。「外商投資産業指導目録」において奨励業種に区分される産業、「外商投資企業投資を奨励するハイテク製品」(生物医薬品、医療機器、先進的製造機械設備等)を製造しようとする場合、中西部地区で行う場合には、各地域に応じて、優遇税制も含めた各種優遇措置が受けられる可能性がある。

2017年2月17日公布、2017年3月20日施行(第33号令)

[原文] 中西部地区外商投资优势产业目录(2017年修订)

### <労務・外国人就労>

#### 労働人事争議仲裁案件処理規則(改正草案)(意見募集稿)

[ポイント] 中国における労働紛争案件については、原則として、訴訟の前に労働仲裁を申し立てる必要がある。本規則はかかる労働仲裁案件の処理に関する詳細を定めた規則である。本意見募集稿では、主に以下の4点につき改正がされている。正式に施行されれば労働紛争実務に大きな影響を与えうるものであり、注目される。

①終局裁決制度の詳細化と適用範囲の拡大(特定の内容の紛争については、労働仲裁の裁決に不服がある場合でも、法適用の明白な誤り等の限られた事由に基づいて裁決が取り消された場合でなければ訴訟提起できないとされているが、新たに、退職後の競争制限に関する経済補償金の請求、労働契約未締結に関する2倍の賃金請求、違法な試用期間や違法な労働契約解除に関する賠償金請求事件等がかかる制度の対象とされている。)

②簡易手続の新設(紛争の内容が簡単である場合及び当事者の同意がある場合に、より短期かつ簡易な労働仲裁手続を行うことが可能とされている)

③集団労働人事争議仲裁手続の新設(10人以上の労働者が共通の請求を行う場合の特別な手続が規定されている)

④調停手続に関する規定の新設(調停は任意の手続であるが、仲裁委員会は調停による和解を優先すべきとし、仲裁前の調停、仲裁開始後の調停に関する規定が置かれている)

(意見募集期間:2017年2月14日~3月13日)

[原文] 劳动人事争议仲裁办案规则(修订草案)(征求意见稿)

#### 国家外国專家局、人力資源社会保障部、外交部、公安部による外国人訪中就労許可制度の全面的な実施に関する通知

[ポイント] 中国における外国人の就労許可制度は、2016年後半に一新され、従来2つに分かれていた外国人入国就業許可証、及び外国専門家訪中労働許可証が外国人訪中就労許可証にまとめられた(「国家外国專家局による外国人訪中就労許可制度の試行実施方案の印刷配布に関する通知」(外專発[2016]151号))。

同制度は、2016年10月から2017年3月まで中国の一部地域限定で試行されてきたが、2017年4月から全国において新制度が適用されることとなった。本通知は、新制度の全国適用にあわせて、訪中就労許可の分類基準や具体的基準を調整するものである。現状、制度の過渡期にあり、各現場で混乱の声が聞かれている。就労許可の基準変更はさることながら、実務上、必要書類等にも変更があるので、各現地法人においては十分に留意のうえ手続を進められたい。

2017年3月28日公布(外專発[2017]40号)

[原文] 国家外国专家局人力资源社会保障部外交部公安部关于全面实施外国人来华工作许可制度的通知

附件: 关于全面实施外国人来华工作许可制度的通知

## 人力資源社会保障部による「外国人の中国における就業管理規定」の改正に関する決定

[ポイント] 中国では、2017年4月1日から全国的に外国人についての新しい就業許可制度が実施されているが、本決定は、従前の就業管理規定について、用語の統一（職業ビザ→Z ビザ）を図るほか、手続の内容（必要書類の記載等）を新制度に合わせて若干修正するものである。

2017年3月13日公布、同日施行（人力資源及び社会保障部令第32号）

[原文] [人力資源社会保障部关于修改《外国人在中国就业管理规定》的决定](#)

## <独占禁止・不正競争防止>

### 知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン（意見募集稿）

[ポイント] 本ガイドラインは、知的財産権の濫用にかかる独占禁止行為の分析指針を示すものである。発展改革委員会、商務部、工商総局、知識産権局が共同で起草しており、一般問題、知的財産にかかる独占禁止合意、知的財産権にかかる市場支配的地位の濫用行為、知的財産権にかかる事業者集中、知的財産権にかかるその他の事項の各章で構成されている。

知的財産権濫用行為の市場分析において関連技術市場という概念が示されたり、競争の排除・制限の影響分析の要素が示されたり、セーフハーバールールが示されたりするなど具体的な内容が規定されており、これが施行された場合には実務への影響も大きいものと思われる。今後の改正動向に注目されたい。

（意見募集期間：2016年3月23日～4月21日）

[原文] [关于濫用知识产权的反垄断指南（征求意见稿）](#)

### 中華人民共和国不正競争防止法（改正草案）意見募集稿

[ポイント] 1993年に制定されて以来改正が行われていない不正競争防止法については、2016年2月から3月にかけて改正草案に対する意見募集が行われて注目を集めたが、新しい改正草案が公表され、再び意見募集が行われた。今回は意見募集の開始前に、全人代常務委員会会議において新しい改正草案に関する説明及び審議が行われており、特に大きな注目を集めている。

現行法からの改正点は多岐に亘るが、特に、①商業賄賂の範囲が拡大されていること（例えば取引相手のみならず取引に影響を与える第三者に対する贈賄も商業賄賂に該当することが明記されていることや、従業員の商業賄賂行為が経営者の行為とみなされる場合の規定が置かれたこと）、②商業秘密保護が強化されていること、③インターネット不正競争行為に関する条項が新設されていること等が強調されている。

なお、今回の改正草案は、2016年の改正草案からも全面的に変更されている。特に、2016年の改正草案において規定されていた商業賄賂の新たな定義及び商業賄賂行為の例示が削除され、現行法に近い表現に戻されている点等が注目される。

（意見募集期間：2017年2月26日～3月25日）

[原文] [中华人民共和国反不正当竞争法（修订草案）征求意见稿](#)

## <知的財産>

### 「特許審査ガイドライン」の改正に関する決定（2017）

[ポイント] 本ガイドラインは、前回の意見募集稿（2016年10月28日）から数ヶ月を経て公布された。本ガイドラインの内容は前回の意見募集稿とほぼ同じであるが、以下の2点において若干の変更があった。①特許権の査定公告がなされた特許出願の包袋について閲覧及び複製できるものに、優先権書類が追加された、及び②特許に対する裁判所の財産保全処分に伴う特許手続の中止期間は、財産保全処分に関する民事裁定書及び執行協力通知書に記載されている財産保全期間に統一された。

2017年2月28日公布、2017年4月1日施行（国家知識産権局令第74号）

[原文] 关于修改《专利审查指南》的决定（2017）

#### 特許出願行為の規範化に関する若干規定(2017)

[ポイント] 本規定は、特許の質をより一層向上することを目指すために、2007年に施行された「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」に定める異常特許出願行為の形態及び異常出願行為をした場合のペナルティを強化したものである。異常特許出願行為の新たな形態として、異なる材料、成分、配合比率、部品等を簡単に切替え又は寄集めること、実験データ又は技術効果を捏造すること、又はコンピュータ等を利用してランダムに製品の形状、図案又は色彩を生成することで複数の特許を出願する行為が追加された。また、ペナルティとして、異常出願を行った者は5年以内に特許費用の減額、政府からの補助金・奨励金を受けることができず、全国信用情報共有プラットフォームに登録されてしまう可能性もある。

2017年2月28日公布、2017年4月1日施行(国家知識産権局令第75号)

[原文] 关于规范专利申请行为的若干规定（2017）

附件 1: 国家知識産権局关于修改「关于规范专利申请行为的若干规定」的决定（征求意见稿）

附件 2: 「关于规范专利申请行为的若干规定修改草案（征求意见稿）」修改对照表

附件 3: 国家知識産権局关于「关于规范专利申请行为的若干规定修改草案（征求意见稿）」的说明

#### 國務院による新情勢下における知的財産権の侵害及び模倣粗悪商品の製造販売に対する取締り業務の強化に関する意見

[ポイント] 本意見は、今後何年間にわたって、知的財産権の侵害及び偽造粗悪商品の製造販売（「知財侵害行為」）の取締りの方向性を示したものである。

本意見は、2020年まで、多発する知財侵害行為を有効に抑制し、法体制、オペレーションのメカニズム、ビジネス環境をより一層整備し、行政・司法・業界の自主規制・社会的監督を円滑に連携できるよう体制を整えるという目標を打ち出している。基本的な対策として、知財侵害行為の多発する分野、地域の特定、部門間、地域間における法執行の連携、市場監督及び予防能力の向上、著作権法・特許法・反不正競争法等の法整備と司法による保護の強化、諸外国との交流・連携の水準の向上等が挙げられている。

2017年3月9日公布、同日施行(国発[2017]14号)

[原文] 国务院关于新形势下加强打击侵犯知识产权和制售假冒伪劣商品工作的意见

#### <訴訟手続>

##### 最高人民法院による人民法院開廷中の録音録画に関する若干規定

[ポイント] 本規定は、人民法院の法廷審理活動について全過程録音・録画を実施することを定めているものである。2010年に公布された最高人民法院の法廷審理活動の録音・録画に関する通達に比べて、適用対象が拡大され、すべての法廷審理活動(含む巡回法廷)について全過程録音・録画が義務付けられるようになった。また、録音・録画データの管理、保存、及び訴訟当事者・代理人による録音・録画データの閲覧に関する規定も定められている。法廷審理活動を全過程録音・録画することで、司法の透明性を高めることを期待できるものの、知的財産、営業秘密等の案件について、録音・録画されたデータの機密性を保護し、漏洩を防止するのが重要な課題となる。

2017年2月22日公布、2017年3月1日施行(法釈[2017]5号)

[原文] 最高人民法院关于人民法院庭审录音录像的若干规定

### <出版物規制>

#### 出版物輸入届出管理弁法

[ポイント] 本弁法は、出版物(図書、新聞、雑誌、音像製品および電子出版物、デジタル文献データ庫等)を国外から国内に輸入するに際し、輸入経営企業に省級の国家新聞出版広電総局への報告、届出を義務付ける規定である。「届出」という表現ではあるが、当局が届出を認めないという判断を行なうことも想定されている。インターネットを通じて国外の電子書籍等を輸入経営しようとする場合は、内容審査も行なうものとされ、届出・認可手続等も規定されている。

2017年1月22日公布、2017年3月1日施行

[原文] [出版物进口备案管理办法](#)

### <自由貿易試験区>

#### 国務院による「中国(遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西)自由貿易試験区総体方案」の印刷配布

[ポイント] 2016年8月、党中央及び国務院が、遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶省、四川省、陝西省の7つの省において、自由貿易試験区(自貿区)を新設するとの決定をしていたが、2017年3月31日に各自貿区の総体方案が公布され、もって正式に自由貿易試験区が設置された。

2013年9月に上海市に最初の自貿区が設置された後、2015年4月には広東省、天津市、福建省の3箇所にも自貿区が設置されたが、今回新たに設置された7箇所を加えると、合わせて11箇所となる。

2017年3月31日公布、同日施行(国発[2017]15~21号)

[原文] [国务院印发《中国\(辽宁、浙江、河南、湖北、重庆、四川、陕西\)自由贸易试验区总体方案》](#)

### ◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



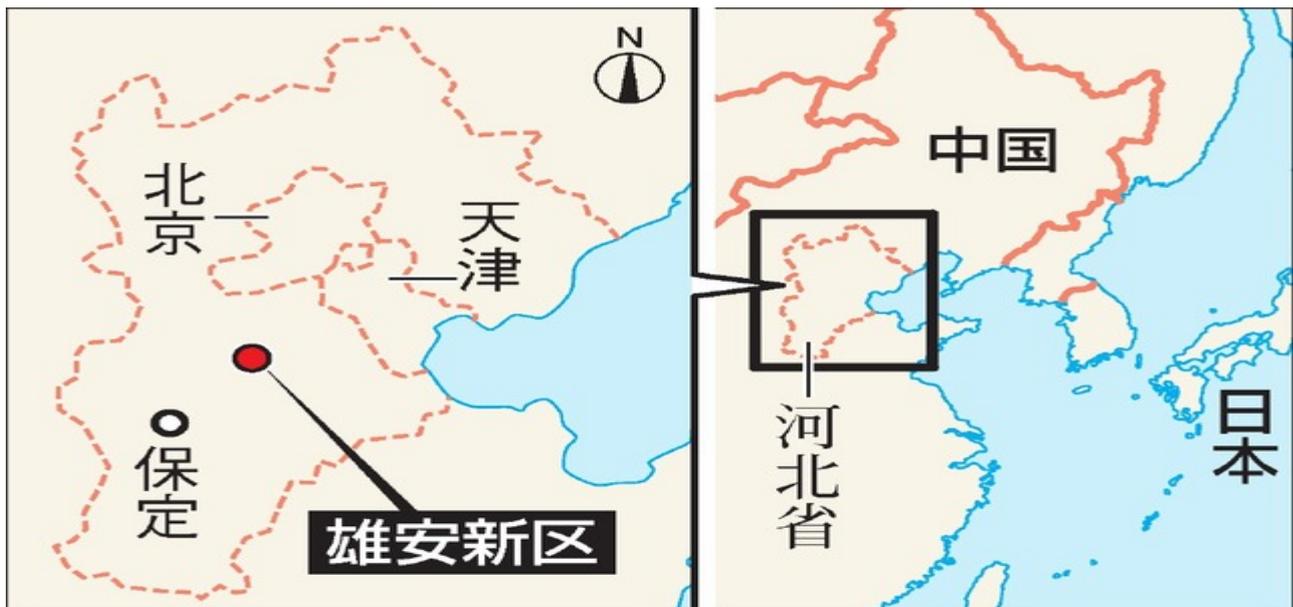
## 【雄安新区】

弁護士 楽 楽

今年の4月1日に、中国で新たな新区の設立が決まった。名前は「雄安新区」という。

新華社によれば、「中国共産党中央委員会、国務院は先日、河北雄安新区の設立を決めたと通知した。これは習近平同志を核心とする中国共産党中央委員会が打ち出した重大な歴史的戦略プロジェクトであり、深圳経済特区、上海浦東新区に次ぐ全国的な意義を持つ新区である」とのことである。

新区の場所は、河北省の雄県、容城県、安新県やその周辺地域であり、これらの地域は、北京から120km、天津から110kmの距離にあり、北京、天津と新区を結ぶとちょうど正三角形のようなエリアとなる。



雄安新区の地図(出典:朝日新聞デジタル)

中国の北部地方における北京市への一極集中やそれに伴う社会インフラへの圧迫、環境汚染は限界に達しているため、新区の設立により、それらを緩和する狙いはよく理解できる。また、北京近郊における新区の設立は、改革開放のスタートとしての深圳経済特区の設立、上海の発展を一気に加速させた上海浦東新区の設立と似たようなインパクトをもたらすという期待もあるため、今後の推移をしっかりと見守りたい。

なお、ここ10年以上の北京の不動産バブルを目の当たりにしている方の中には、すぐさま新区への不動産投資をお考えの方もいるかもしれない。しかし、残念ながら、新区の不動産都市建設局は既に、「商品不動産販売に関する警告に関する通知」を発表し、新区が属する雄県、容城県、安新県におけるあらゆる不動産取引を停止しているよう

である。残念だと思う方は多いだろうが、めげずに何とか抜け道を探そうとする方のほうが、より中国になじんでいるのかもしれない。

以上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))  
弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com) までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html> にてご覧いただけます。